

計奏更以無御承引云々及亥刻退出了、廿一日癸卯此日有讓位事○節

〔源平盛衰記十二〕主上鳥羽御籠居御歎事

主上○高倉ハ臣下ノカク成ヲダニモ不便ノ事ニ歎キ思食ケルニ、法皇○後白河ノ御事聞召テハ不斜

御歎キ有テ、何事モオボシ召入ヌ御有様ニテ、日ヲ經ツ、ハカトシク貢御モ進ズ、打解御寢モ

ナラ○ラ下恐脱○ネ字ハ御心地惱シトテ、常ハ夜ノオトバニ入セ御坐ケレバ、后宮ヲ始進セテ、近ク候ハ

レケル女房達モ心苦ク見進ケル、内ヨリ鳥羽殿へ御書アリ、世モカクナリ、君モ左様ニ御坐ン上

ハ、位ニ候テモ何ニカハ仕ベキ、花山法皇ノ御坐ケン様ニ、國ヲ捨、家ヲ出テ、山々寺々ヲモ修行セ

ント思食トマデ申サセ給○下

○按ズルニ、此他三條後堀河等ノ天皇ハ、災異ト疾病トヲ以テ御讓位アリ、故ニ之ヲ災異讓位

ノ條ニ收メタリ、就テ看ルベシ、

〔日本書紀十八〕二十五年二月丁未、男大迹天皇○體立大兄○安爲天皇、即日男大迹天皇崩

〔神皇正統記後醍醐〕さても八月の十日あまり六日○延元にや、秋霧におかされさせ給ひて、かく

れまし○中ぬとぞ聞えし、かねて時をもさとしめ給ふにや、前の夜より親王○後をば左

大臣○藤原經忠の第へうつしたてまつられて、三種の神器をつたへ申さる、後の號をば仰のまゝに

て、後醍醐の天皇と申す、

〔吉野拾遺上〕同じ八月○延元のはじめごろより、秋霧にをかされさせ給ひけるが、かねて時をも

まろしめしけるにや、同十五日の夜親王○後を左大臣經忠公の亭にうつし奉らせ給ひ、三種の

御たからを譲りおはしまし、御行末のこといとこまやかに仰せ置れて、御劔と法華經とを左右

の御手にもし給ひ、いざよひの月と共に雲隠れさせ給ひけるに、附従ひ奉りし人々は、たゞ關

路にまよふこゝちなんし給ひける、

臨終讓位